

三朝町簡易水道等給水条例の設定について

次のとおり三朝町簡易水道等給水条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安田 大真 一 郎

平成9年3月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村 武津美

三朝町簡易水道等給水条例

第1章 総則
(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の規定に基づき、三朝町簡易水道事業等の設置、管理、給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び給水区域)

第2条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、三朝町に簡易水道事業及び飲料水供給事業を置く。

2 簡易水道事業及び飲料水供給事業の用に供する施設及び給水区域は、別表第1のとおりとする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に浄水を供給するため三朝町が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用

具をいう。

第 0 章 第 1 節

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置は、次の 3 種類とする。

- (1) 専用給水装置 1 世帯(戸)又は 1 箇所専用するもの
- (2) 営農用水栓 不特定の者が営農等に共同で使用するもの
- (3) 消火栓 消火の用に供するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の申込)

第 5 条 給水装置の新設、改造又は撤去(以下「給水装置の新設等」という。)

をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第 6 条 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

2 給水装置を新設し、又は臨時的に設置しようとする者は、前項に規定する費用のほかに別表第 2 に定める工事負担金を前条の規定による申込と同時に町に納付しなければならない。

(工事の施行)

第 7 条 給水装置の新設等の設計及び工事は、町長又は町長が指定した者(以下

「指定工事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、給水装置の新設等の設計及び工事を指定工事業者が行う場合は、あらかじめ町長の設計審査を受け、承認を得て施行しなければならない。ただし、宅内の漏水及び給水用具故障に伴う修繕、器具の交換等軽微なものについては、この限りではない。

3 指定工事業者に関する事項については、町長が別に定める。

(工事費の算出方法)

第 8 条 町長が施行する給水装置の新設等の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費

- (3) 労務費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を工事費として加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、町長が別に定める。(工事費の予納)

第9条 町長に給水装置の新設等の工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた者の工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。(給水装置の所有権)

第10条 給水装置の所有権は、第6条第2項の申込者の所有とする。ただし、配水管から量水器の直近バルブ(止水栓を含む。)までの装置は特別の場合を除くほか、町長に帰属する。(給水装置の所有権の移転)

第11条 給水装置の所有権を移転しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。

2 所有権を移転しようとする者は、その移転しようとする給水装置に関する給水使用料、工事費及び滞納金を完納するまで所有権を移転することができない。(工事費の未納の場合の措置)

第12条 町長が施行した給水装置の新設等の工事費を、工事申込者が指定期限内に納付しないときは、町長はその給水装置を撤収することができる。

2 前項の規定により、町長が給水装置を撤収する場合における必要経費は、申込者の負担とする。

3 給水装置の新設等の工事申込者は、撤収した資材の見積額を未納金に充当して、なお、未納金があるときは、町長にその不足額を支払わなければならない。(給水装置の変更等の工事)

第13条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工

事を施行することができる。この場合においては、給水装置の新設等の工事費は、町の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 町長は、非常災害、天災、水道施設の損傷又は公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例による場合のほか、給水を制限し、又は停止してはならない。

2 前項の規定により、給水を制限し、又は停止しようとするときは、町長は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定による給水の制限又は停止により損害を生ずることがあっても、町長はその責を負わない。

(給水の申込み)

第15条 給水の申込みをしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(代表者の選定)

第17条 次の各号の1に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため代表者を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を供用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の規定による代表者を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、町長の定める水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

い。

2 メーターは給水管に設置し、その位置は、町長が定める。
(メーターの貸与)

第19条 メーターは、町長が設置し、給水装置の所有者又は使用者若しくは代表者（以下「水道使用者等」という。）が保管しなければならない。

2 前項の規定により、メーターを保管する者は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 メーターを保管する者が、前項の規定による管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又は棄損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の1に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめたとき。

(2) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の1に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 水道使用者等の住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 火災に水道を使用したとき。

(消火栓の使用)

第21条 消火栓は、火災又は消防演習のほか、使用してはならない。

2 消火栓を消防演習に使用するときは、町長が指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときの費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請

求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を請求者から徴収する。

第4章 料金

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から徴収する。

(料金)

第25条 料金は、第18条第1項ただし書の規定を除くほか、すべて口径別料金と

し、別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて

得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てるものとする。

2 料金は、毎月徴収する。

(料金の算定)

第26条 料金は、毎月25日から月末まで(以下「定例日」という。)にメーター

を点検し算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日

に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第27条 町長は、次の各号の1に該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

2 前項の規定による認定の基準は、前3か月の使用水量及び前年同期の使用水

量その他の事情を考慮して認定するものとする。

(特別の場合における料金の算定)

第28条 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金の

算定方法は、次のとおりとする。

(1) 該当月の1日から15日までの間に使用をやめたときは、基本料金の2分の

1の額とし、使用水量が基本水量の2分の1を超えるとときは、その超えた水

量に対する超過料金の額を合せて算定する。

(2) 該当月の16日から末日までの間にやめたときは、1か月分として算定する。

(3) 該当月の1日から15日までの間に使用を開始したときは、1か月分として

算定する。

- (4) 該当月の16日から月末までの間に使用を開始したときは、基本料金の2分の1の額とし、使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、その超えた水量に対する超過料金の額を合せて算定する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、水道使用者等が希望するときは、2か月以上まとめて基本料金のみ徴収することができる。

(手数料)

第30条 第7条第2項に規定する設計審査を受けようとする指定工事業者は、手数料として1件につき150円を町に納付しなければならない。

(料金、手数料の軽減又は免除)

第31条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第32条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 町長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第366号)第4条に定める基準に適合していないときは、給水を拒むことができる。

(給水の停止)

第34条 町長は、次の各号の1に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由を継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が第6条第2項の規定による工事負担金、第8条の規定による工事費、第22条第2項の規定による修繕料又は第25条の規定による料金を指定の期間内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由がなくて、第26条の規定による使用水量の点検及び第32条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合におい

て警告を発しても、なお、これを改めないとき。

- (4) 使用中の給水装置の構造及び材質が水道法施行令第4条に定める基準に適合しなくなったとき。
(給水装置の切離し)

第35条 町長は、次の各号の1に該当する場合で、水道管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、給水装置の使用者がないとき。
(2) 給水装置が、使用中止の状態にあり、かつ、将来使用の見込みがないと認め

たとき。
(過料)

第36条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し1万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の規定による承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
(2) 第22条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
(3) 第25条の規定による料金又は第30条の規定による手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正行為をした者
(4) 正当な理由なくして第26条の規定による使用水量の点検、第32条の規定による検査又は第34条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

第6章 補則

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(三朝町簡易水道等使用条例の廃止)

2 三朝町簡易水道等使用条例（昭和32年三朝町条例第10号。以下「廃止前の条例」という。）は、廃止する。

(経過措置等)

3 この条例の施行の際現に廃止前の条例の規定に基づき給水が開始されている

者については、この条例の規定に基づく必要な手続が完了した者とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行前に廃止前の条例の規定に基づき開始された必要な手続は、当該条項に相当するこの条例の条項に対応する手続とみなして、この条例を適用する。

5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

6 第25条第1項の規定は、平成9年4月分としての算定に係る料金から適用し、同月分前の分としての算定に係る使用料金は、なお従前の例による。

谷 下	飯 水 長 瀬 谷 下
飯 下	飯 水 長 瀬 飯 下
新 中	飯 水 長 瀬 新 中
升 田	飯 水 長 瀬 升 田
谷 畑	飯 水 長 瀬 谷 畑
瀬 久	飯 水 長 瀬 瀬 久
瀬一〇土井、本峯、瀬、毛井、瀬高	飯 水 長 瀬 瀬 高
()瀬、本峯、瀬小西	飯 水 長 瀬 瀬小西
本 瀬	飯 水 長 瀬 本 瀬
内岡小	飯 水 長 瀬 内岡小
買 彦	飯 水 長 瀬 買 彦
田 瀬	飯 水 長 瀬 田 瀬
瀬 吉	飯 水 長 瀬 瀬 吉
瀬 大	飯 水 長 瀬 瀬 大
谷 大	飯 水 長 瀬 谷 大
土 井	飯 水 長 瀬 土 井
山 瀬	飯 水 長 瀬 山 瀬
瀬 久	飯 水 長 瀬 瀬 久
山瀬三	飯 水 長 瀬 山瀬三
瀬 三	飯 水 長 瀬 瀬 三
本 瀬	飯 水 長 瀬 本 瀬
瀬 恩	飯 水 長 瀬 瀬 恩
光 実	飯 水 長 瀬 光 実
谷 合	飯 水 長 瀬 谷 合
田瀬大、谷瀬	飯 水 長 瀬 谷 瀬
瀬、瀬吉	飯 水 長 瀬 瀬 吉
瀬 衣	飯 水 長 瀬 瀬 衣
山 瀬	飯 水 長 瀬 山 瀬
瀬 恩	飯 水 長 瀬 瀬 恩

別表第1（第2条関係）

施設名	給水区名
神倉簡易水道	神倉（丹戸を除く。）
東小鹿簡易水道	東小鹿（井手ノ原を除く。）
湯谷簡易水道	湯谷
牧簡易水道	牧
曹源寺簡易水道	曹源寺
穴鴨簡易水道	穴鴨
加谷簡易水道	加谷
木地山簡易水道	木地山
下西谷簡易水道	下西谷、上西谷
下谷簡易水道	下谷
下畑簡易水道	下畑
中津簡易水道	中津
田代簡易水道	田代
助谷簡易水道	助谷
久原簡易水道	久原
高橋簡易水道	高橋、井手ノ原 岩本、井土の一部
西小鹿簡易水道	西小鹿（岩本を除く）
坂本簡易水道	坂本
小河内簡易水道	小河内
笏賀飲料水供給施設	笏賀
福田飲料水供給施設	福田
吉尾飲料水供給施設	吉尾
大柿飲料水供給施設	大柿
大谷飲料水供給施設	大谷
井土飲料水供給施設	井土
鉛山飲料水供給施設	鉛山
俵原飲料水供給施設	俵原
三徳山飲料水供給施設	三徳山
三軒屋飲料水供給施設	三軒屋
福本飲料水供給施設	福本
恩地飲料水供給施設	恩地
実光飲料水供給施設	実光
合谷飲料水供給施設	合谷
柿谷飲料水供給施設	柿谷、太郎田
吉原飲料水供給施設	吉原、成
赤松飲料水供給施設	赤松
福山飲料水供給施設	福山
恩鳥飲料水供給施設	恩鳥

別表第2 (第6条関係)

工 事 負 担 金 表

口 径 (ミリメートル)	新 設 (円)	臨 時 施 設 (円)	口 径 変 更
13	40,000	10,000	新 設 と の 差 額
20	80,000	20,000	〃
25	130,000	32,500	〃
30	180,000	45,000	〃
40	300,000	75,000	〃
50	480,000	120,000	〃

別表第3 (第25条関係)

給 水 料 金 表

口 径 (ミリメートル)	基 本 水 量 (立方メートル)	基 本 料 金 (円)	超 過 料 金 1立方メートルにつき(円)
13	10	500	75
20	20	1,250	85
25	25	2,400	85
30	30	3,250	85
40	40	4,550	85
50	50	7,500	85

営農用水栓については、給水料金は徴収しない。